

周波数の割当てに関する検討事項

1 周波数割当ての対象とする事業者及び周波数について

(これまでの主な意見の要旨)

ア 新規参入希望者の各社からは、既存事業者には 2GHz 帯等の十分な周波数が割当て済みであること、寡占状態にある携帯電話事業への新規参入を促進する必要があること等を理由に、新規事業者に対して優先的に周波数を割り当てるべきとの旨の意見があった。これに対して、既存事業者の各社からは、いずれも、携帯電話事業の安定的・継続的運営を確保するため、需要増に応じた周波数の追加割当てを行うべきとの旨の意見があった。

イ NTT ドコモ及び KDDI は、既存事業者の周波数需要に対応すること、事業の安定性・継続性を確保すること等を前提に新規参入希望者に対する割当てを許容する考えを示した。一方、ボーダフォンからは、新規参入希望者に対する周波数の割当てよりも既存事業者間の周波数不均衡の是正を最優先すべきであり、2005 年春の競争評価の結果も踏まえて新規参入希望者に対する周波数割当ての方針を決定すべきとの旨の意見があった。

ウ 将来の周波数逼迫に備えて一部の周波数を保留することについては、周波数が逼迫している中で保留することは必要ないとの意見があった一方、需要拡大に合わせた柔軟な割当てを行うために一部の周波数（1.7GHz 帯の一部、2.5GHz 帯、700/900MHz 帯）については保留すべきとの意見もあった。

2 一の事業者に割当てる周波数の幅及び周波数割当ての方法について

(これまでの主な意見の要旨)

ア 新規参入希望者に対する周波数割当てについては、事業展開上の必要性、周波数利用及び設備投資の効率性、海外の事例等から判断して 10MHz～15MHz×2 程度の割当てが必要との旨の意見が多数を占めた。

イ イー・アクセス及び平成電電は、複数の新規事業者に割当てを行うことの必要性を強調し、他方、ソフトバンク BB は、既存事業者とのイコールフットィングを確保する観点から、当初から既存事業者並みの周波数幅（最低でも 20MHz×2）の割当てが必要であるとした。

ウ 構成員から、異なるシステム間の周波数帯の間には必ずガードバンドが必要となることから、あまり帯域を細分化するのは好ましくないとの旨の指摘があった。

また、KDDI から、CDMA2000 1x の場合、15MHz 幅を 5MHz ずつ 3 分割すると、周波数利用効率は約 20% 低下するとの旨の意見があった。

エ ソフトバンク BB から、周波数の割当ては既存・新規の全ての帯域をまとめて検討すべきとの旨の意見があった。また、新規・既存事業者がイコールフットィングで事業展開する必要があること、800MHz 帯は効率の良い電波であること、NTT ドコモ及び KDDI も 800MHz と 2GHz 帯等のマルチバンドを利用することを理由に、新規参入希望者に対して 2012 年以前に 800MHz 帯を割り当てるべきとの旨の意見があった。

オ これに対して、他の事業者からは、800MHz 帯は伝搬特性に優れているが、周波数再編の途中で 800MHz 帯を新規参入希望者に割当てるとは現実的ではなく、新規参入は海外各国と同じように、新しい周波数である 1.7GHz 帯(FDD 方式)又は 2GHz 帯 (TDD 方式) で実現すべきとの旨の意見があった。

カ また、マルチバンドの利用について、既存事業者の各社から、周波数逼迫等の理由からやむを得ず行ってきたものであり、端末・基地局のコストが割高になるとともに、周波数の利用効率が低下するため、積極的にマルチバンドを利用しているものではないとの旨の説明があった。

3 周波数割当てを受ける事業者の要件及び選定基準について

(これまでの主な意見の要旨)

ア 2000 年に IMT-2000 用周波数を割当てた際の要件、選定基準を用いるべきとの旨の意見が多数を占めた。また、事業の安定性・継続性や、周波数の有効利用の度合いも考慮すべきとの旨の意見もあった。

(参考) 第三世代移動通信システムの導入に関する方針等(平成 12 年 3 月)の要件及び選定基準の概要

【要件】

対象システム：IMT-2000 として標準化されるものであること

事業主体等：(1) 既存事業者、新規事業者いずれも可

(2) 地域網を有する事業者とは別の事業主体であること

(3) IMT-2000 の技術及びシステム運用に関するノウハウ

事業単位等：(1) 事業開始後 5 年以内に地域ブロック単位で人口の 50% 以上をカバー

(2) 複数地域ブロックへの参入や全国 1 社での参入も可

(3) 事業者相互間のローミング

【選定基準】

提供する業務の需要適合性

基地局配置計画の確実性、計画実施の実現性

電波利用の適切性

無線局開設の必要性

電気通信事業の健全な発達等への寄与

イ 研究開発を促進する観点から、周波数の割当てにおいて、技術開発や標準化活動への取組みをも考慮すべきとの旨の意見があった。

ウ KDDI から、単純な料金値下げ競争では携帯電話事業の健全な発展が長続きせず、利便性向上にも寄与しないとの観点から、新規事業者は、既存事業者のサービスを凌駕できるような新システム、新技術を入れることが必要との旨の意見があった。また、ボーダフォンからも、KDDI と同様の観点等から、新規参入希望者への周波数割当ては 2GHz 帯（TDD 方式）とすべきとの旨の意見があった。

エ 新規事業者の選定に当たって、通信事業者としての実績も考慮すべきとの旨の意見があった。これに関連して、ソフトバンク BB から、約 1100 万人への固定（音声）のサービスの提供や多様なインターネット関連サービス等の実績を背景に、総合通信サービスとして新技術、新サービスを提供したいとの旨の表明があった。一方、ボーダフォンからは、新規事業者が複数の収益基盤を備えている場合、内部相互補助的な行為を行うことによって移動体通信事業において利益を度外視した料金競争が行われ、結果として業界を疲弊させてしまうことを懸念する旨の意見があった。

オ また、ソフトバンク BB から、利用者がより安心して利用できるように、利用者保護や社会問題への対応も考慮すべきとの旨の意見があった。

カ 追加的に周波数を使用することについては、過去の実績に基づいた利用者の見込み等により追加割当ての必要性を明らかにすることが必要であるとの旨の意見、割当済み周波数の利用状況も参考にすべきとの旨の意見があった。